

大口町告示第 3 1 号

下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、令和 8 年 3 月 2 6 日から本町建設部建設課に備え縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

大口町長 鈴木 雅 博

1 供用及び処理開始年月日

令和 8 年 4 月 1 日

2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町竹田二丁目、下小口七丁目、高橋一丁目、丸一丁目、丸二丁目、大屋敷一丁目、二丁目、大御堂一丁目の一部

3 排水施設の位置

幹線名	大口右岸 2 - 1 号幹線	大口右岸 6 号幹線
起点	大口町竹田一丁目地内	大口町大屋敷一丁目地内
終点	大口町丸一丁目地内	江南市今市場町高根地内
摘要	五条川右岸流域下水道 3 号幹線に接続	五条川右岸流域下水道 1 号幹線に接続

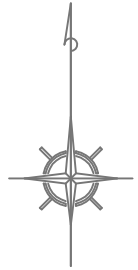
4 分流式又は合流式の別

分流式

5 関係図書

別添のとおり

令和8年度大口町五条川右岸処理開始予定区域図



扶桑町

五条川右岸処理区

大口右岸第5処理分区

大口右岸第4処理分区

大口右岸第3処理分区

五条川右岸流域下水道
五条川右岸第3幹線

大口右岸
第1処理分区

大口右岸
第2処理分区

大口右岸
第6処理分区

五条川左岸処理区

江南市

犬山市

小牧市

五条川

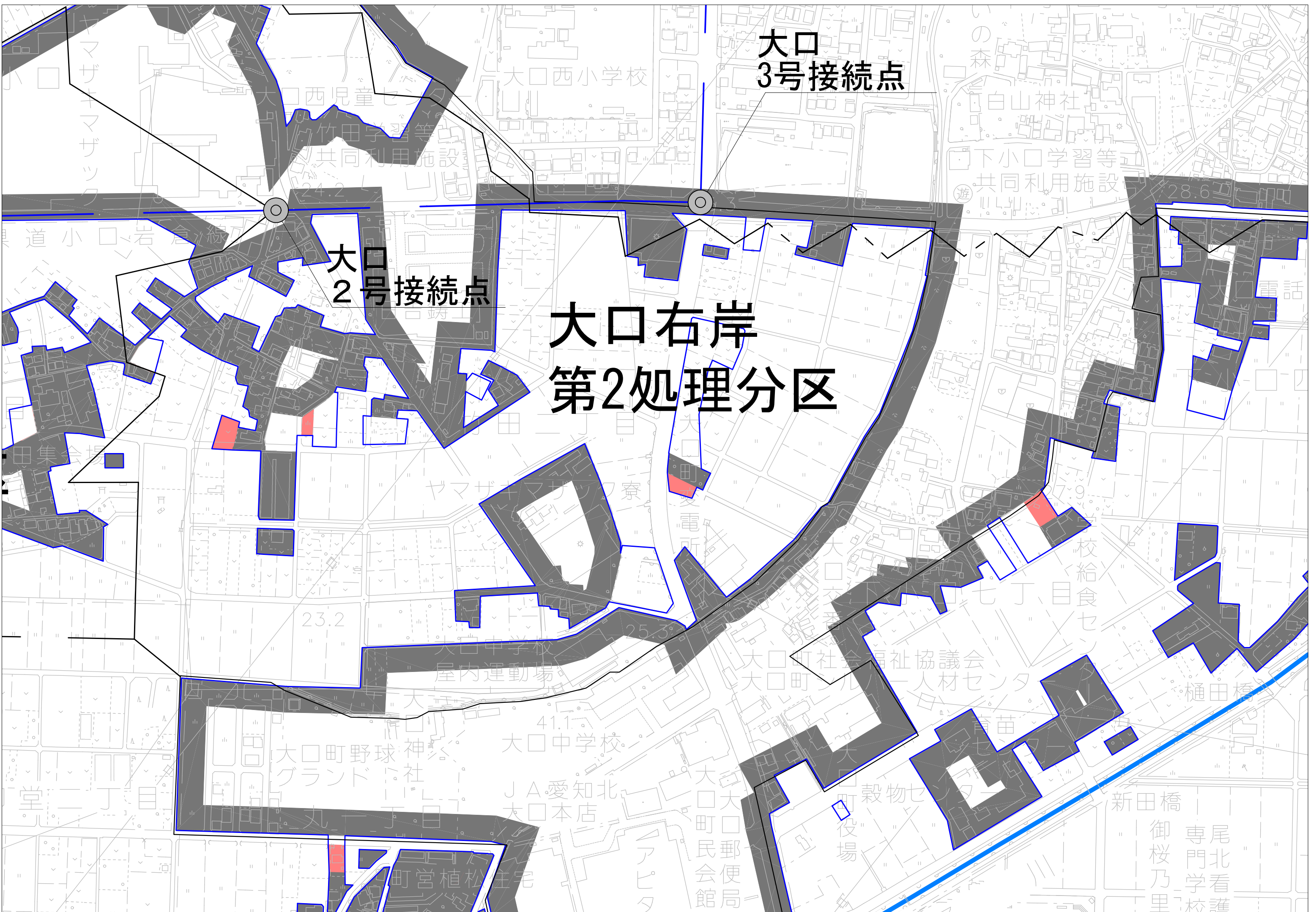
凡例	
	行政界
	下水道計画区域
	市街化区域
	既供用区域
	供用開始区域
	処理区界
	処理区界
	流域下水道幹線
	接続点



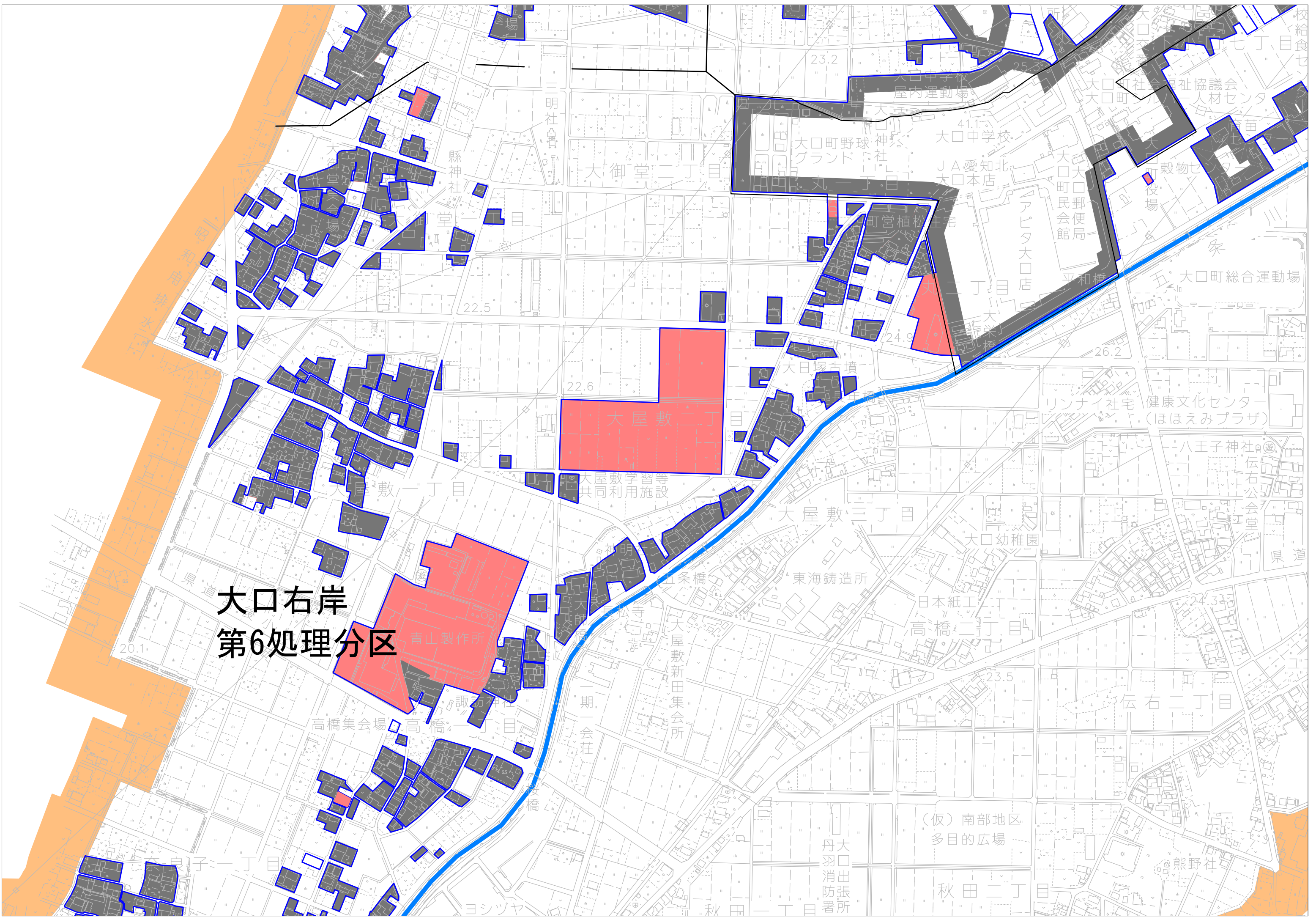
大口
3号接続点

大口
2号接続点

大口右岸 第2処理分区



大口右岸
第6処理分区



大屋敷二丁目

高橋集会所

(仮)南部地区
多目的広場

大御堂二丁目

大口中学校

大口町総合運動場

大屋敷三丁目

大口幼稚園

健康文化センター
(ほほえみプラザ)

日本紙工

伝右二丁目

縣神社

J A愛知北
大口本店

大口町民会館

穀物セ

大屋敷学習等
共同利用施設

東海鋳造所

高橋二丁目

熊野社

大屋敷新田集会所

大口出張所
丹羽消防署

秋田二丁目

高橋一丁目

一期会荘

23.5

23.2

25.3

22.5

22.6

24.9

26.2

20.1

24.3

大口用水

県道

県道

三明社

屋内運動場

大口町社会福祉協議会
大口町人材センター

大御堂

大口町野球
グラウンド

大口町植松住宅

役場

大屋敷一丁目

大日塚古墳

平和橋

五条橋

文橋

白子一丁目

ヨシヅマ

秋田一丁目

校給食

八王子神社

伝右公会堂

江堂

江堂

24.3

伝右二丁目

熊野社